

法令 No.7 使用者等の義務①

第 50 回 (2005 年)

問 4 放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 外部被ばくによる線量の測定は、1センチメートル線量当量について放射線測定器を用いて行うこと。
B 内部被ばくによる線量の測定は、自由空気中の空気カーマについて行うこと。
C 4月1日を始期とする1年間の実効線量の算定には、外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和を用いること。
D 内部被ばくによる線量の算定は、実効線量預託のみについて行うこと。
- 1 AとB ② AとC 3 AとD 4 BとC 5 CとD

問 16 健康診断に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染されたおそれのある場合には、その量にかかわらず、遅滞なく、その者につき健康診断を必ず行うこと。
B 健康診断を受けた者に対し、健康診断のつど、健康診断の結果の記録の写しを交付すること。
C 4月1日を始期とする1年間につき眼の水晶体が15ミリシーベルト被ばくしたおそれがある場合には、遅滞なく、その者につき健康診断を必ず行うこと。
D 医師が必要と認める場合に限り、問診を行うこと。
- ① AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD

問 19 測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 排水設備の排水口及び排水監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
B 作業室、廃棄作業室、汚染検査室及び管理区域の境界における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
C 排気設備の排気口及び排気監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、排気するつど（連続して排気する場合は、連続して）行うこと。
D 放射線発生装置を固定して取り扱う場合であって、取扱いの方法及びしゃへい壁その他のしゃへい物の位置が一定しているときの放射線の量の測定は、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- 1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC ⑤ CとD

問 20 次の事項のうち、放射線障害予防規程に定めるべき事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 代表者の氏名及び経歴に関すること。
B 放射線取扱主任者の代理者の選任に関すること。
C 健康診断に関すること。
D 危険時の措置に関すること。
- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ ④ BCDのみ 5 ABCDすべて

問 23 次の事項のうち、許可使用者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- B 放射性同位元素の譲渡し又は譲受けの年月日
- C 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- D 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を計画した者の氏名

1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD

問 25 教育訓練に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目又は事項について十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

- A 放射線業務従事者に対する教育及び訓練の項目は、「放射線の人体に与える影響」、「放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令」、「放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い」及び「放射線障害予防規程」の4項目である。
- B 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らないものに対しては、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後には1年を超えない期間ごとに行わなければならない。
- C 放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前に行う教育及び訓練の時間数は、定められていない。
- D 見学のため管理区域に一時的に立ち入る者に対しては、教育及び訓練を行うことを要しない。

1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD